

産業廃棄物処理業者 各位

鹿児島県環境林務部
廃棄物・リサイクル対策課長

平成31年度産業廃棄物処理実績報告について（依頼）

本県の廃棄物行政の推進につきましては、日頃から御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、標記のことについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第18条第1項の規定に基づき、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで（平成30年度分）の処理実績について、下記により報告してください。

この報告は、今後の本県の廃棄物行政推進に必要となる貴重なデータを収集するためのものですので、趣旨を御理解いただき、御協力くださるようお願いいたします。

記

- 1 提出書類
平成31年度産業廃棄物処理実績報告書
- 2 提出方法
次の(1)又は(2)のいずれかの方法で提出してください。
 - (1) 電子ファイルで提出（県のホームページから様式をダウンロードし、電子申請を利用して提出又は電子メールにより提出）
 - (2) 添付の様式に記入し、紙で提出
- 3 作成要領・記入例
別紙1のとおり
- 4 提出方法及び部数
 - (1) 電子ファイルで提出する場合
 - ア 電子申請を利用（推奨）**
県のホームページから電子申請を利用して提出することができます。
事前の登録や準備は一切不要で、到達の確認もでき、事務処理の迅速化にもつながるので、できるだけ電子申請を利用してください。
電子申請は、県ホームページ「平成31年度産業廃棄物処理実績報告について」へアクセスし、「申請はここから」をクリックしてください。
 - イ 電子メールで提出**
メールアドレス：recycle@pref.kagoshima.lg.jp
 - (2) 添付様式に記入し、紙で提出する場合
 - ア 事務所、営業所等が県外又は鹿児島市内にある方**
廃棄物・リサイクル対策課宛て …………… 1部
 - イ 事務所、営業所等が鹿児島市内を除く県内にある方**
各所管の地域振興局又は支庁の担当課宛て …………… 2部

※ ア、イいずれの場合も、提出先の詳細は、別紙2を参照してください。
- 4 提出期限
平成31年5月31日（金）必着
- 5 その他
本県では平成17年度から産業廃棄物税を導入しており、本県内の最終処分場又は焼却施設に産業廃棄物を搬入する場合は、産業廃棄物税が課税されます。
税負担者は、排出事業者です。
「産業廃棄物税のあらまし」を同封しますので、産業廃棄物税について排出事業者にご説明される場合などに御活用ください。

【問合せ先】

鹿児島県廃棄物・リサイクル対策課

リサイクル推進係 担当：別府

電話 099-286-2594（直通）